

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2023年5月26日
【事業年度】	第29期（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）
【会社名】	株式会社 J T C
【英訳名】	J T C I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 具 哲謨
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番1号
【電話番号】	092 - 260 - 8364（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松元 篤男
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区左門町2番地6
【電話番号】	03 - 6457 - 7793（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松元 篤男
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月
売上高 (百万円)	51,975	52,485	1,826	1,450	3,708
経常利益又は経常損失 (百万円)	2,353	1,176	5,650	5,205	1,571
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	1,101	1,673	7,511	5,016	1,583
包括利益 (百万円)	855	2,195	7,867	5,084	1,736
純資産額 (百万円)	23,166	20,701	12,736	7,649	11,177
総資産額 (百万円)	34,193	30,611	19,734	14,085	15,973
1株当たり純資産額 (円)	634.67	577.73	357.35	213.50	218.98
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	32.17	47.82	214.59	143.30	41.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	32.14	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	64.97	66.07	63.39	53.06	68.94
自己資本利益率 (%)	6.22	7.89	45.90	50.20	17.13
株価収益率 (倍)	26.86	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,228	3,360	3,041	2,124	2,012
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,581	2,264	1,319	11	197
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,336	3,151	1,046	319	3,394
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	9,237	6,963	4,202	2,387	3,916
従業員数 (人)	780	726	188	153	164
(外、平均臨時雇用者数)	(280)	(293)	(55)	(2)	(10)

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第26期より1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 株価は韓国取引所 (KOSDAQ市場) におけるものであります。

3 株価の韓国ウォンから日本円への換算については、連結決算日におけるソウル外国為替仲介株式会社の基準為替レートにより算出しております。

4 株価収益率については、第26期より親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。

5 第27期における従業員数の減少については、事業構造改善に伴う早期退職優遇制度の特別募集を実施したことによるものであります。

6 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第29期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2019年 2 月	2020年 2 月	2021年 2 月	2022年 2 月	2023年 2 月
売上高 (百万円)	49,491	45,525	1,512	1,324	3,197
経常利益又は経常損失 () (百万円)	2,702	2,726	5,779	5,151	1,727
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	1,659	2,238	7,582	5,119	1,762
資本金 (百万円)	4,854	4,854	4,854	4,854	7,481
発行済株式総数 (株)	35,005,517	35,005,517	35,005,517	35,005,517	50,288,623
純資産額 (百万円)	22,794	20,360	12,664	7,541	11,033
総資産額 (百万円)	32,823	27,540	18,124	12,986	14,874
1株当たり純資産額 (円)	650.83	580.89	361.28	215.03	219.10
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	6.00 (-)	3.00 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	48.46	63.94	216.61	146.25	45.89
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	48.43	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	69.41	73.83	69.78	57.96	74.07
自己資本利益率 (%)	9.23	10.38	45.98	50.76	19.01
株価収益率 (倍)	17.83	-	-	-	-
配当性向 (%)	12.38	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	639 (265)	619 (282)	146 (52)	125 (0)	137 (2)
株主総利回り (%)	-	62.9	56.6	72.1	54.2
最高株価 (円) (ウォン)	1,929.3 (19,100)	993.1 (10,100)	630.8 (6,580)	649.3 (6,620)	487.1 (4,830)
最低株価 (円) (ウォン)	568.3 (5,740)	479.6 (5,500)	285.7 (2,980)	267.4 (2,790)	271.2 (2,555)

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第26期より1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当社は2018年4月6日をもって韓国取引所（KOSDAQ市場）に預託証券を上場したことに伴い新株を9,928,517株発行した結果、発行済株式総数は35,005,517株となっております。
2022年12月9日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は15,087,507株増加しております。また、新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は195,599株増加しております。

3 株価収益率については、第26期より当期純損失のため記載しておりません。

4 配当性向については、第26期より当期純損失のため記載しておりません。

5 第27期における従業員数の減少については、事業構造改善に伴う早期退職優遇制度の特別募集を実施したことによるものであります。

6 当社株式は、2018年4月6日に韓国取引所（KOSDAQ市場）に預託証券を上場したため、第25期の株主総利回りは記載しておりません。

7 株価は韓国取引所（KOSDAQ市場）におけるものであります。

なお、2018年4月6日をもって韓国取引所（KOSDAQ市場）に預託証券を上場いたしましたのでそれ以前の株価については該当事項ありません。

- 8 株価の韓国ウォンから日本円への換算については、貸借対照表日におけるソウル外国為替仲介株式会社の基準為替レートにより算出しております。
- 9 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、第29期当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
1993年 5月	大分県別府市石垣東において家電製品の販売を目的として東京電気商会別府店を創業
1993年 7月	輸出品販売場許可を取得し、免税店事業を開始
1994年 3月	資本金300万円で有限会社を設立、商号を有限会社東京電気商会別府店に変更
1994年 4月	資本金800万円に増資
1998年 3月	商号を有限会社トキに変更（これに伴い、店舗の名称も変更）
2003年 7月	長崎県対馬市にトキ対馬店を出店（2005年 8月閉店）
2003年 9月	商号を有限会社日本観光公社に変更（これに伴い、各店舗の名称も変更）
2003年12月	本店を大分県別府市石垣西に移転（現K00 SKIN別府店）
2004年10月	東京都新宿区に日本観光公社東京店を出店
2005年 3月	インターネットショッピングサイト「DUTY FREE 365」（現Every Shop）を開設
2005年 8月	資本金2,000万円に増資
2005年 9月	株式会社日本観光公社に組織変更
2006年 2月	福岡県太宰府市水城に日本観光公社福岡店を出店
2006年 6月	長崎県対馬市厳原町大手橋に日本観光公社対馬店を出店
2006年 7月	北海道恵庭市に日本観光公社北海道店を出店
2006年 9月	日本観光公社福岡店を福岡県太宰府市国分に移転
2006年12月	資本金7,000万円に増資
2007年 8月	新日本製薬株式会社（資本金800万円）を吸収合併
2007年 9月	福岡県太宰府市に日本観光公社天満宮店を出店（2009年 2月閉店）
2007年12月	宮崎県宮崎市に日本観光公社宮崎店を出店（2009年 2月閉店）
2007年12月	大韓民国慶尚北道漆谷郡に日本観光公社韓国支店を設置（2008年 2月廃止）
2008年 9月	有限会社日本観光公社プラスより事業譲受けにより、大阪府大阪市中央区宗右衛門町に日本観光公社大阪店を出店
2009年 6月	日本観光公社東京店を東京都千代田区に移転し、日本観光公社秋葉原店としてリニューアルオープン
2010年 1月	日本観光公社大阪店を大阪府大阪市中央区瓦屋町に移転
2010年 5月	日本観光公社北海道店を北海道札幌市に移転（2019年11月閉店）
2010年 6月	Ion Latex Thai Co.,Ltd.に49%を出資
2010年 7月	愛知県名古屋市中区に日本観光公社名古屋店を出店（2020年 9月閉店）
2010年10月	京都府京都市伏見区に日本観光公社京都店を出店（2011年 1月閉店）
2010年10月	日本観光公社秋葉原店をキング電気店としてリニューアルオープン（2011年 9月閉店）
2010年10月	東京都港区にジェイティーシー東京店を出店
2011年 3月	商号を株式会社ジェイティーシーに変更（これに伴い、各店舗の名称も変更）
2011年 3月	大韓民国慶尚北道漆谷郡に韓国事務所を設置
2012年 6月	韓国事務所を大韓民国慶尚北道漆谷郡内で移転
2012年 8月	ジェイティーシー福岡店を福岡県福岡市に移転
2012年12月	山口県下関市一の宮町にジェイティーシー下関店を出店（2017年 7月閉店）
2013年 2月	沖縄県那覇市久茂地にジェイティーシー沖縄店を出店
2013年 5月	長崎県長崎市にジェイティーシー長崎店を出店（2015年12月閉店）
2013年 8月	バス事業を目的に、100%子会社として家康観光株式会社（現株式会社家康コーポレーション）を設立
2013年12月	ジェイティーシー大阪店を大阪府大阪市浪速区に移転
2014年 1月	家康観光株式会社の株式を全部譲渡
2014年 1月	山梨県南都留郡に富士の駅を出店
2014年 2月	Ion Latex Thai Co.,Ltd.の株式を全部譲渡
2014年 3月	育秀国際株式会社の全株式を取得し100%子会社化
2014年 4月	ジェイティーシー沖縄店を沖縄県那覇市安里に移転（2016年11月閉店）
2014年 4月	韓国KOSPI上場会社の現代ペイント株式会社に58.3%出資し子会社化
2014年10月	東京都新宿区にジェイティーシー新宿店を出店
2015年 1月	東京都新宿区にAKA JEWELRY新宿店を出店
2015年 1月	商号を株式会社JTCに変更（これに伴い、各店舗の名称も変更）

年月	概要
2015年 2月	資本金 6 億3,141万円に増資
2015年 2月	JTC東京店をKOO SKIN新橋店としてリニューアルオープン
2015年 2月	長崎県大村市東三城町にJTC大村店を出店
2015年 3月	現代ペイント株式会社の株式を全部譲渡
2015年 5月	福岡県福岡市にJTC福岡博多店を出店（2017年10月閉店）
2015年 6月	本店を福岡県福岡市博多区に移転
2015年 7月	沖縄県那覇市安次嶺に楽一沖縄免税店を出店
2015年 8月	大阪府大阪市中央区に楽一大阪免税店を出店（2017年 7月閉店）
2015年 9月	JTC大村店を長崎県大村市玖島に移転
2015年 9月	福岡県糟屋郡粕屋町にイオンモール福岡楽一免税店（現楽一福岡免税店）を出店
2015年11月	鹿児島県鹿児島市東海町に楽一鹿児島免税店を出店（2020年 5月閉店）
2015年11月	沖縄県中頭郡にイオンテックス沖縄店を出店（2016年 4月閉店）
2015年12月	北海道札幌市西区に楽一北海道免税店を出店
2016年 1月	熊本県宇土市水町にJTC熊本店を出店
2016年 2月	株式会社育秀国際の株式を全部譲渡
2016年 4月	長崎県諫早市貝津町に生活広場諫早店を出店（2020年 6月閉店）
2016年 9月	長崎県対馬市豊玉町に楽一对馬免税店を出店（2018年 5月閉店）
2017年 1月	熊本県八代市に生活広場八代店を出店（2019年 3月閉店）
2017年 1月	沖縄県那覇市安里に生活広場沖縄店を出店
2017年 2月	鹿児島県鹿児島市に生活広場鹿児島店を出店
2017年 4月	大阪府大阪市に地上 3 階建てDOTON PLAZA大阪を出店
2017年 7月	熊本県熊本市にドラッグ ヨシヨシを出店（2017年12月閉店）
2017年 7月	福岡県北九州市小倉北区に生活広場北九州店を出店（2020年 6月閉店）
2017年 9月	福岡県筑紫野市に生活広場福岡店を出店（2020年 6月閉店）
2017年 9月	JTC対馬店を長崎県対馬市厳原町中村に移転
2017年 9月	大韓民国ソウル市にソウル事務所を設置
2018年 2月	JTC熊本店を熊本県宇土市境目町に移転（2019年10月閉店）
2018年 4月	韓国取引所（KOSDAQ市場）上場
2018年 4月	長崎県対馬市に生活広場対馬店を出店
2018年 4月	韓国での事業展開を目的に、100%子会社として株式会社ケイボックスを設立
2018年 6月	生活広場沖縄店をJTC沖縄店に名称変更（2020年 6月閉店）
2018年 6月	株式会社ケイボックスが株式会社ケイティーシータックスフリーの株式51%を取得
2018年 7月	株主割当増資によって株式会社ケイボックスの資本金を250億ウォンへ増資
2018年 8月	株式会社ケイティーシータックスフリーがソウル水色店を出店
2018年11月	株式会社ケイティーシータックスフリーがソウル龍山店を出店（2020年 2月閉店）
2018年11月	株式会社ケイボックスが株式会社シティープラスの株式70%を取得
2019年 1月	沖縄県石垣市にドラッグ ヨシヨシ石垣島店を出店（2019年11月閉店）
2019年 1月	株式会社シティープラスが100%子会社として株式会社ディーエフケイボックスを設立
2019年 5月	熊本県宇城市に生活広場熊本店を出店（2020年 9月閉店）
2019年 5月	監査等委員会設置会社に移行
2019年11月	楽一北海道免税店を北海道札幌市白石区に移転し、JTC北海道店としてリニューアルオープン
2019年11月	沖縄県石垣市に生活広場石垣店を出店
2020年 6月	コロナ禍により、JTC北海道店・JTC新宿店・KOO SKIN新橋店・JTC大阪店・富士の駅店・KOO SKIN別府店・JTC対馬店・生活広場対馬店・JTC福岡店・JTC大村店・楽一沖縄店を休業
2022年 1月	第2回無記名式利権付無保証私募転換社債 5.8億円を発行
2022年 7月	JTC北海道店、JTC福岡店、富士の駅店の営業再開
2022年 8月	JTC新宿店の営業再開
2022年12月	AFFIRMA CAPITAL MANAGERS KOREA を引受先として50億円相当の第三者割当増資を実施
2022年12月	楽一沖縄店再オープン
2023年 2月	生活広場対馬店再オープン
2023年 3月	東京都新宿区に東京本社を開設

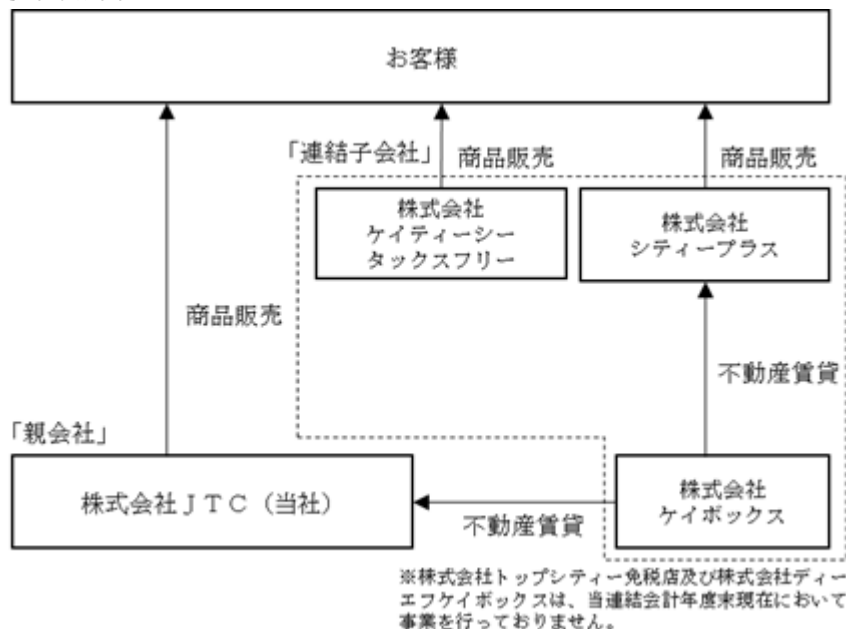
3【事業の内容】

当社グループは、「私たちは、観光産業において、人と人との繋がりをつくり出す『感動創造企業』を目指します。」を経営理念とし、主に海外からの旅行者に対して、食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売する店舗を展開する小売業を主たる事業としております。

なお、当社グループは、小売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。

「事業系統図」



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万ウォン)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社ケイボックス (注)2	大韓民国 ソウル特別市	25,000	韓国事業における ホールディングス 機能	100.0	当社へ事務所の転 貸、役員の兼任2 名、資金の貸付
株式会社シティープラス	大韓民国 仁川広域市	34,814	小売業	(注)1 70.0 (70.0)	営業上の取引なし
株式会社ケイティーシー タックスフリー (注)2	大韓民国 ソウル特別市	1,200	小売業	(注)1 51.0 (51.0)	営業上の取引なし
株式会社トップシティー 免税店 (注)2	大韓民国 ソウル特別市	1,000	小売業	(注)1 70.0 (70.0)	営業上の取引なし
株式会社ディーエフケイ ボックス	大韓民国 ソウル特別市	1,000	小売業	(注)1 70.0 (70.0)	営業上の取引なし

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2 株式会社ケイボックス、株式会社ケイティーシータックスフリー、株式会社トップシティー免税店は債務超過の状況にある会社であり、債務超過の額はそれぞれ1,762百万円、1,017百万円及び1,251百万円です。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
小売事業	164(10)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2023年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
137(2)	37.6	5.4	2,682,685

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(イ) 会社の経営の基本方針

当社グループは、観光に関連する事業を通して、当社グループに関係する全ての人々との繋がりをつくり出し、人々に感動を提供することを企業方針としており、海外からの旅行者に対して、食品・化粧品・生活用品等のお土産を販売する店舗の展開を行っております。今後も免税店事業を基盤に、販売・サービスの強化や商品強化を進め、人と人との繋がりをつくり出す「感動創造企業」を目指してまいります。

(ロ) 目標とする経営指標

当社グループは、安定した配当を継続して実施していくため、目標とする経営指標につきましては、経常利益、当期純利益を重視しております。

(ハ) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループの主たる事業である、小売事業にかかる訪日外客数の動向に関しましては、2022年7月から外国人観光客の受け入れが段階的に始まり、2022年10月にはほぼ全ての規制が撤廃されて、韓国人旅行者を中心に大幅に回復しています。日本政府観光局（JNTO）によると、当連結会計年度における訪日外客数の累計は、677万人と前年度と比較して約30倍増となりました。また、直近の12月から2月については434万2千人と、2019年度と比較して69.2%まで回復しました。

こうした中、当社グループは、アフターコロナにおける新たな旅行ルートや顧客ニーズの変化に対応しながら営業ネットワークの再構築を行ってまいります。次に、密を避けた店舗レイアウト、顧客動線や商品政策を抜本的に見直し、非接触・非対面・オンライン化等の今後予想される消費者の価値観の変化にも柔軟に対応していき、収益基盤の拡大を図ってまいります。更に、国内及び越境ECを含めたEC販売の拡大やライブコマース販売等、新たな販路の開拓に取り組んでまいります。

また、今後においても金融機関との信頼関係を保持し、適切な資金調達ができるよう努めてまいります。

経営基盤の強化としては、事業の持続的成長に向けた優秀な人材の採用及び当社グループの成長に合わせた人事制度の見直し、事業体制に応じた内部統制の整備、業務効率化による生産性向上等の組織力の強化に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

コロナウイルス感染症2019（新型コロナウイルス）再拡大による事業リスク

当社グループは、海外からの旅行者に対して、食品・化粧品・生活用品等のお土産を販売する店舗を展開する小売業を主たる事業としております。2020年1月下旬から確認されたコロナウイルス感染症2019拡大によって、世界的な海外渡航客の減少が発生しました。このような経営環境の急激な変化により、インバウンド業界及び当社グループの事業は大きく影響を受け、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が発生したと認識しております。

今後再びコロナウイルス感染症2019が世界的に感染拡大したり、新たな感染症の蔓延が発生した場合には、当社の業績及び今後の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存に関するリスク

当社の創業者であり、代表取締役である具哲謨は、会社設立以来、最高経営責任者として、当社の経営方針や事業戦略の決定をはじめ、営業を中心とする事業推進において重要な役割を担っております。当社では、適切な権限委譲を図るための組織整備、業務分掌及び職務権限規程等の整備、社内の人材育成等を行うことにより、同人へ過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、同人が何らかの理由により当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の業績及び今後の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

地震や台風等の災害、テロ活動、疫病等に関するリスク

当社の店舗及びその周辺地域において大地震や台風等の自然災害あるいは火災による建物倒壊等の予期せぬ事故が発生し、店舗・設備等に物理的損害が生じ、当社の販売活動や流通・仕入活動が阻害された場合、商品供給体制や販売体制に悪影響を及ぼす可能性があります。また、自然災害はもとより、テロ、戦争、疫病の流行、その他要因による社会的混乱が発生し、海外からの旅行者数が減少する場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

アジア地域における国際情勢の変動等に関するリスク

当社店舗への来店客は、中国を中心としたアジア地域からの旅行者となっております。したがって、これらの国々における政治・経済情勢・法規制等の変動に大きな影響を受けます。今後、これらの国々の政情不安や我が国との政治問題、外貨規制や関税、税関検査等の規制内容や裁量による運用・解釈の重大な変更が行われた場合、来客数の急激な変動に繋がり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

競争激化に関するリスク

当社における市場環境は、百貨店、総合スーパー、コンビニエンスストア等の小売企業に加え、低価格に強みを有するディスカウントストア、ドラッグストア等も、輸出販売場許可を得てインバウンド事業に次々と参入しており競争が激化しています。当社の既存店並びに新規出店地域における他社の店舗戦略や競争状況によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

為替に関するリスク

当社の店舗では顧客からのドル、元、ウォン等の外貨による支払の受付及び関係会社間での貸付や借入を行っており、外貨を円と交換するまでの間は為替相場の変動による為替差損益が生じます。為替相場の急激な変動によっては、短期間で当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

減損に関するリスク

当社は、事業活動上、店舗用土地・建物をはじめとする事業用固定資産を保有しています。これらの資産につき経済状況の悪化や競合状況の激化等により収益性の低下や地価の下落が発生した場合、減損を認識しなければならず、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

出店政策に関するリスク

当社の新規出店政策につきましては、立地条件や賃貸条件等を総合的に勘案して決定しているため、条件に合致する物件が確保できない場合、新規出店が進行せず、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

在庫に関するリスク

当社は、海外からの旅行者に向けた商品展開を行っており、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、商品在庫が長期滞留化の傾向にあります。今後海外旅行者の回復が遅れた場合には、在庫の長期滞留化、販売価格の低下に伴う在庫の評価損が発生する可能性があります。その場合には当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制に関するリスク

当社は、出店地域における店舗開発、店舗営業、商品取引、環境保護等法規制を遵守し、事業を推進するうえで必要な許認可を行政から取得し、事業を行っております。しかしながら、将来において予期せぬ法規制の変更や法的規制における解釈や適用が強化された場合、また行政の指導方針の変更等が生じた場合、新たな対応コストが発生し、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

役職員の内部統制に関するリスク

当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理を経営上の重要な課題のひとつと位置付けており、内部統制システムの基本方針を定め、業務の有効性及び業務の効率性を確保しながら、同システムの継続的な充実・強化を図っております。また、業務運営においても役職員の不正や不法行為の未然防止に万全を期しておりますが、万が一不正や不法行為が発覚した場合、当社の社会的信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護に関するリスク

当社は、営業活動上多くの個人情報を保有しておりますが、個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識しており、社内にはリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各種規程・マニュアルの整備、役職員への周知徹底等、個人情報の管理体制の整備を行っております。しかしながら、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜等により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

a. 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の世界情勢は、COVID-19の変異株（＝オミクロン株）によるコロナ感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻、国際商品相場の高騰、上海のロックダウン、欧米のインフレ加速と景気悪化などにより、想定外の展開となりました。わが国経済については、年初から春先までは「まん延防止等重点措置」で欧米に比べ脱コロナノウィズコロナで出遅れ、対ロシア制裁の影響による物価上昇が個人消費の回復を遅らせました。

当社グループの主たる事業である、小売事業にかかる訪日外客数の動向に関しましては、2022年7月から外国人観光客の受け入れが段階的に始まり、2022年10月にはほぼ全ての規制が撤廃されて、韓国人旅行者を中心に大幅に回復しています。日本政府観光局（JNTO）によると、当連結会計年度における訪日外客数の累計は、677万人と前年度と比較して約30倍増となりました。また、直近の12月から2月については434万2千人と、2019年度と比較して69.2%まで回復しました。

このような環境の中、当社グループは、コロナ回復前の年度前半については、前年度より継続してきた、従業員の休業対応、一時休業の継続や支払家賃の減免交渉等の徹底したコスト削減策と、得意先への在庫の特別販売、価格や商品ラインナップ・店舗レイアウトを見直した日本国内在住の方への大規模なアウトレットセール等を積極的に行い、キャッシュ・フローの改善に取り組んでまいりました。また訪日観光客の回復が始まった2022年10月以降は、これまで休業してきた店舗の再オープンや、臨時店としての一時オープンなどで外国人観光客の増加に対応してまいりました。

財務面では、2022年12月9日に第三者割当増資を行った結果、499億ウォン（5,173百万円）の資金調達を行いました。また、2022年5月24日に長期借入金として金融機関より3億円の借入れを実行しております。

当社連結子会社である株式会社ケイボックスは、2022年4月7日に韓国の株式会社サンサンイン貯蓄銀行及び株式会社サンサンインプラス貯蓄銀行と170億ウォンの当座貸越契約を締結致しました。

国内外取引金融機関との良好な取引関係を維持し、安定的な借入可能な状態を構築しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,708百万円（前期比155.7%増）、営業損失1,864百万円（前期は営業損失5,219百万円）、経常損失1,571百万円（前期は経常損失5,205百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は、1,583百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失5,016百万円）となりました。

当期の財政状態の概況は、次のとおりであります。

当連結会計年度末における総資産は15,973百万円（前連結会計年度末14,085百万円）となりました。総資産の増加は、流動資産で主に現金及び預金が1,281百万円、売掛金204百万円、商品が213百万円、その他が477百万円増加し、固定資産では無形固定資産が12百万円増加したものの、投資その他の資産が254百万円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末における負債合計は4,796百万円（前連結会計年度末6,435百万円）となりました。負債の減少は、流動負債で買掛金が182百万円増加したものの、1年内償還予定の社債が1,344百万円、未払金が39百万円減少し、固定負債は長期借入金が298百万円減少したことによるものであります。

純資産合計は11,177百万円（前連結会計年度7,649百万円）となりました。純資産の増加は、利益剰余金が1,583百万円減少したものの、第三者割当増資により資本金2,626百万円、資本剰余金2,626百万円増加したことによります。

また、当社グループは、報告セグメントが単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

b. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社は、収益性及び効率性の両面から体質を強化することが重要と捉え、「経常利益」及び「当期純利益」を重要な指標として位置付けております。当連結会計年度における経常損失は 1,571百万円となり、経常利益率は 42.4%となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は 1,583百万円となりました。当期発生した損失は、主に新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものですが、引き続きこれらの指標について改善されるよう取り組んでまいります。

c. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、1,529百万円増加し、3,916百万円となりました。当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果減少した資金は、2,012百万円となりました（前連結会計年度は2,124百万円の資金減）。これは主に、税金等調整前当期純損失1,589百万円、売上債権の増加228百万円、棚卸資産の増加230百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果増加した資金は、197百万円となりました（前連結会計年度は11百万円の資金減）。これは主に、定期預金の払戻397百万円、長期貸付金の回収による収入85百万円、敷金及び保証金の回収による収入245百万円があったものの、定期預金の預入121百万円、敷金及び保証金の差入による支出440百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果増加した資金は、3,394百万円となりました（前連結会計年度は319百万円の資金増）。これは主に、長期借入金の返済による支出400百万円、社債の償還による支出1,424百万円があったものの、第三者割当増資による株式の発行による収入5,253百万円があったことによるものであります。

d. 生産、受注及び販売の実績

・仕入実績

当社グループは、お土産品を販売する小売事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の仕入実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	前年同期比(%)
	仕入高(百万円)	
小売事業	995	441.7

(注) 1 韓国ウォンから日本円の換算については、当連結会計年度末現在におけるソウル外国為替仲介株式会社の基準為替レートにより算出しております。

・販売実績

当社グループは、お土産品を販売する小売事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	前年同期比(%)
	売上高(百万円)	
小売事業	3,708	255.7

(注) 1 韓国ウォンから日本円の換算については、当連結会計年度末現在におけるソウル外国為替仲介株式会社の基準為替レートにより算出しております。

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

a. 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

また、当社グループの連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 重要な会計上の見積り」に記載しております。

b. 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の経営成績の分析は、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 a. 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

c. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループが事業を展開していくうえで、経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

d. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要のうち、主なものは事業活動資金であります。当社グループは資金の流動性確保のため、これまでの事業活動等により創出したキャッシュ・フローによる自己資本に加えて、金融機関からの借入による調達を行っております。

資本の財源についての分析は、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析 経営成績等の状況の概要 c. キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

e. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

第2回CB（転換社債型新株予約権付社債）引受契約

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、第三者割当による当該CB発行を決議し、マントミビルディング株式会社、株式会社dodoとの間で当該CBの引受契約及び売渡請求権（Call Option）等の行使に関する協約を2022年1月31日付で締結しております。詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当座貸越契約

当社連結子会社である株式会社ケイボックスは、2022年4月7日に韓国の株式会社サンサンイン貯蓄銀行及び株式会社サンサンインプラス貯蓄銀行と170億ウォンの当座貸越契約を締結しております。

新株引受契約

当社は、2022年10月17日開催の取締役会において、第三者割当増資により499億ウォンを調達することを決議し、アセンタ第五号私募投資合資会社を引受人とする新株引受契約を締結いたしました。2022年12月9日に、調達金全額の払込みを受け、韓国預託決済院（以下「KSD」という。）を名義人とする当社普通株式15,087,507株を発行し、KSDに、引受人に対して当該株式を表彰する同数の当社韓国預託証券を発行させました。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、総額で21百万円となりました。

当社による対馬市の土地追加取得	8百万円
当社による会計システム等の更新	8百万円

また、当社グループは小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
九州第1エリア統括部 (4店舗)	小売事業	店舗設備	220	0	129 (2,481)	2	352	20 (0)
九州第2エリア統括部 (5店舗)	小売事業	店舗設備	229	0	50 (2,950)	4	284	9 (0)
西日本エリア統括部 (2店舗)	小売事業	店舗設備	1,044	0	-	16	1,060	30 (1)
東日本エリア統括部 (5店舗)	小売事業	店舗設備	79	0	260 (10,599)	3	343	32 (1)
本社 (福岡県福岡市博多区)	小売事業	統括業務施設	7	28	19 (341)	2	59	46 (0)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定を含んでおります。

2 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 在外子会社

2023年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	使用権資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
株式会社ケイボックス	店舗 (九州特別自 治道)	小売事業	店舗設備 等	1,021	-	1,505 (9,715)	5	0	2,531	4 (2)
株式会社シティーブラス	店舗 (仁川広域 市)	小売事業	店舗設備	36	-	-	1	2	40	22 (6)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定を含んでおります。

2 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

該当事項はありません。

重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,308,000
計	100,308,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2023年5月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	50,288,623	50,288,623	韓国取引所 (KOSDAQ市場)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	50,288,623	50,288,623	-	-

(注) 当社株式については、韓国取引所(KOSDAQ市場)上場の際し、全ての発行済株式を韓国預託決済院に預託し、これに基づいて発行された株式預託証券をもって上場する手続きを踏んでおります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	使用人 11
新株予約権の数(個)	24,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 24,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年6月16日 至 2023年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役及び従業員(執行役員を含む。)の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役・監査役を任期満了で退任した場合又は定年退職その他正当な理由のある場合において、当社の取締役会が特に認める場合はこの限りではない。その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個につき当社普通株式1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

- 2 新株予約権の割当日2018年6月16日の前営業日である2018年6月15日の韓国取引所における当社普通株式を表章する韓国預託証券の終値に1.01を乗じた金額13,686ウォンを、割当日の前営業日において東京の主要銀行が提示する韓国ウォン対顧客電信売り相場の為替レート100ウォン = 10.39円で換算した円価額（1円未満の端数は切り上げる。）となります。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り、

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社使用人 1
新株予約権の数(個)	5,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年7月14日 至 2023年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 (注)2 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役及び従業員(執行役員を含む。)の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役・監査役を任期満了で退任した場合又は定年退職その他正当な理由のある場合において、当社の取締役会が特に認める場合はこの限りではない。その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個につき当社普通株式1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

- 2 新株予約権の割当日2018年7月14日の前営業日である2018年7月13日の韓国取引所における当社普通株式を表章する韓国預託証券の終値に1.01を乗じた金額12,726ウォンを、割当日の前営業日において東京の主要銀行が提示する韓国ウォン対顧客電信売り相場の為替レート100ウォン=10.27円で換算した円価額(1円未満の端数は切り上げる。)となります。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債	
2022年3月15日開催の取締役会決議に基づき2022年3月31日付けで未償還残高の全額を買取り、2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき、同日付で全部を消却しております。	

第2回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債(注1)	
決議年月日	2022年1月14日
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,222,493 [1,291,989] (注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	409 [387] (注3)
新株予約権の行使期間	自 2023年1月31日 至 2026年12月30日(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 409 [387] 資本組入額 205 [194] (注5)
新株予約権の行使の条件	(注6)
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
新株予約権付社債の残高(百万円)	500

当会計期間の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。当会計期間の末日から提出日の前月末現在(2023年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当会計期間の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使時に交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の市場株価を基準として修正されることがあり、当社の市場株価の下落により、交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。
 - (2) 転換価額の修正の基準及び頻度
本新株予約権付社債の発行後、毎3ヶ月が経過した日（以下、個別に又は総称して「転換価額調整日」といいます。）において、各転換価額調整日前日を起算日としてその起算日からさかのぼって算定した1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価のうち、高い価額が該当調整日の直前日現在の転換価額より低い場合、同低い価額を新しい転換価額とします。
また、上記の1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価のうち、高い価額が該当調整日の直前日現在の転換価額より高い場合、かかる高い価額を新しい転換価額とします。ただし、発行当時の転換価額（所定の調整に服する。）を超えないものとします。
 - (3) 転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限
下記（注）3 エに従い修正される転換価額の下限は、262円とし、本新株予約権の目的となる株式数の上限は、2,213,740株とします。ただし、下記（注）3 ア乃至ウに定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服するものとし、その場合の本新株予約権の行使により交付される株式数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の券面金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となります。
 - (4) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項はありません。
 - (5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
当社が所有者と締結した売渡請求権（Call Option）等の行使に関する協約において、当社及び当社が指定する者（以下「買主」という）は2022年1月31日以降本新株予約権付社債の発行日から1年になる日（2023年1月30日）から本新株予約権付社債の発行日から1年11ヶ月になる日（2023年12月30日）まで1ヶ月ごとに到来する支払期日（即ち、最後の売渡請求権の行使は本新株予約権付社債の発行日以降23ヶ月になる日）に該当する日（以下「売買代金支払期日」という）に社債権者が保有している本新株予約権付社債の一部を買主に売渡すよう請求でき、社債権者は上記の請求に従い保有している本新株予約権付社債を買主に売渡さなければならない旨を合意しております。ただし、買主はそれぞれの社債権者に対して各社債権者が保有している本新株予約権付社債の発行価額の30%を超過して売渡請求権を行使することは出来ません。また、当社が本社債の期限の利益を喪失した場合を除き、社債権者は上記協約に基づく当社の売渡請求権の行使を保障するために、同売渡請求権の最終の請求期間の終了日（2023年12月30日）まで引受契約に基づく発行当時の引受金額の30%に該当する本新株予約権付社債を未転換の状態でも保有しなければならない旨を合意しております。
 - (6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
 - (7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
 - (8) その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の券面金額の合算額を下記（注）3記載の転換価額で割った株式数の100%とし、1株未満の単数株はこれを切り捨て、現金による調整は行いません。
 3. 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、
転換価額は、当初金373円とします。
転換価額の調整及び修正
ア. 本新株予約権付社債券を所有している者が行使請求をする前に、当社が時価を下回る発行価格に無償増資、株式配当及び準備金の資本転入などを行って株式を発行する場合には、下記のように転換価額を調整することとします。本による転換価額の調整日は無償増資、株式配当、準備金の資本転入などによる新株発行日とします。
調整後の転換価額=調整前の転換価額× $\left[\frac{A+(B \times C / D)}{A+B}\right]$
A：発行済株式数
B：新発行株式数
C：1株当たり発行価格

D：時価

ただし、上記の算式の中「発行済株式」は当該調整事由が発生する直前日現在の発行済株式総数とします。また、上記の算式中「1株当たり発行価格」は、株式分割、無償増資、株式配当の場合にはゼロ(0)にし、上記の算式の「時価」は、発行価格の算定の基準になる基準株価(又は調整事由発生前日を起算日として計算した基準株価)とします。また、当社が本社債の転換価格を下回る発行価格で有償増資又は株式関連社債(転換社債、新株引受権付社債及びその他の株式に転換することのできる種類の社債)を発行する場合には、転換価格はその下回る発行価格に調整します。

- イ. 合併、資本金の額の減少などにより転換価額の調整が必要な場合には、当該事由発生直前に本新株予約権が行使され全て株式に転換されたら社債権者が持つことのできた株式数に応じた価値に見合うべく転換価額を調整します。当社がこのような措置を怠ったことにより転換社債権者が損害を被った場合、当社はその損害を賠償しなければなりません。また、当社は、社債権者の権利に不利な影響を及ぼすやり方での合併、分割及び事業の譲受け又は譲渡をしてはならないし、継続し上場を維持する義務を負担します。
 - ウ. 当社普通株式の減資及び株式併合など株式価値の上昇事由が発生する場合、減資及び株式併合等による調整割合分だけ上方修正し反映する条件で転換価額を調整します。ただし、減資及び株式併合等のための株主総会決議日の前日を起算日とし、「証券の発行及び公示などに関する規定」第5-22条第1項本文の規定による算定(第3号は除く)した価額(以下「算定価額」という)が額面額未満でありながら、起算日前に転換価額を額面額に既に調整した場合(転換価額を額面額未満に調整できる場合は除く)には、調整後の転換価額は算定価額を基準に減資及び株式併合等による調整割合分だけ上方修正した価額以上の価額に調整します。
 - エ. 上記のア乃至ウとは別に、本新株予約権付社債の発行後、毎3ヶ月が経過した日(2022年4月30日、2022年7月30日、2022年10月30日、2023年1月30日、2023年4月30日、2023年7月30日、2023年10月30日、2024年1月30日、2024年4月30日、2024年7月30日、2024年10月30日、2025年1月30日、2025年4月30日、2025年7月30日、2025年10月30日、2026年1月30日、2026年4月30日、2026年7月30日、2026年10月30日)を転換価額調整日とし、各転換価額調整日前日を起算日としてその起算日からさかのぼって算定した1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価の内、高い価額が該当調整日の直前日現在の転換価額より低い場合、同低い価額を新しい転換価額とします。ただし、上記のように算出された転換価額が発行当時の転換価額(調整日の前、上記のア乃至ウに従って新株割引等又は減資等の事由により転換価額を既に下方又は上方修正した場合には、これを勘案して算定した価額)の70%を下回る場合には、発行当時の転換価額の70%に相当する価額を新しい転換価額とします。
 - オ. 上記エに基づく転換価額の下方向修正が起こった後、毎3ヶ月が経過した日を上方転換価額調整日とし、各転換価額調整日前日を起算日としてその起算日からさかのぼって算定した1ヶ月の加重算術平均株価、1週間加重算術平均株価及び最近日加重算術平均株価を算術平均した価額と最近日加重算術平均株価の内、高い価額が該当調整日の直前日現在の転換価額より高い場合、かかる高い価額を新しい転換価額とします。ただし、上記のように算出された転換価額が発行当時の転換価額(上方転換価額調整日の前に、上記のア乃至ウに従って新株割引発行等又は減資等の事由により転換価額を既に調整していた場合には、これを勘案して算定した価額)を超えないものとします。
 - カ. 本による調整及び修正による転換価額の算出については、上記ア乃至オに基づき算出された価額のウォン単位未満は切り上げた上で、起算日(上記アについては調整事由発生前日とし、上記イについては事由発生直前の日とする。)当日のソウル外国為替仲介(株)の為替レートを適用して円換算した価額(円単位未満は切り上げる。)とします。
4. 本新株予約権の行使期間は、本新株予約権付社債発行後、1年が経過した日(2023年1月31日)から満期日1ヶ月前(2026年12月30日)までとしますが、行使請求期間の末日が営業日でない場合は前営業日とします。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとします。
 - ア. 満期日1ヶ月前以前に本新株予約権付社債が早期償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
 - イ. 当社が本新株予約権付社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
 5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、日本の会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

6. 本新株予約権は、月2回を限度とし、最小金額20,000,000円以上、20,000,000円単位で行使ができます。ただし、本欄の条件は月2回の限度内で本新株予約権の最終行使時など、当社との事前協議を通じて本新株予約権行使額の調整ができます。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第2回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債

	下半期 (2022年9月1日から 2023年2月28日まで)	第29期 (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)
当該行使期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	4	4
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	195,599	195,599
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	409	409
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	80	80
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	4
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	195,599
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	409
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	80

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2017年10月1日 (注)1	20,061,600	25,077,000	-	631	-	553
2018年3月29日 (注)2	9,928,517	35,005,517	4,223	4,854	4,223	4,776
2022年12月9日 (注)3	15,087,507	50,093,024	2,586	7,441	2,586	7,362
2023年2月20日 (注)4	195,599	50,288,623	40	7,481	40	7,403

(注)1 株式分割(1:5)によるものであります。

2 公募増資

割当先 韓国預託決済院
発行価格 850.8円(8,500ウォン)
資本組入額 425.4円

3 第三者割当増資

割当先 アセントア第五号私募投資合資会社
発行価格 343円(3,314ウォン)
資本組入額 171.5円

4 第2回無記名式利権付無保証私募転換社債型新株予約権付社債の転換権一部行使

割当先 株式会社dodo
発行価格 409円(3,865ウォン)
資本組入額 204.5円

(5) 【所有者別状況】

2023年 2月28日現在

区分	株式の状況(注)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	1	7	8	9,980	17	10,013	-
所有株式数(千株)	-	-	268,542	1,809,092	139,519	26,635,021	21,240,850	50,093,024	-
所有株式数の割合(%)	-	-	0.53	3.61	0.27	53.17	42.4	100	-

- (注) 1 当社普通株式は、韓国預託証券の預託機関である韓国預託決済院を名義人としており、上記及び以下の「(6)大株主の状況」は韓国預託証券を保有している実質所有者について記載しております。
2 普通株式195,599株は韓国預託決済院において名義人登録手続きが完了しておりません。

(6) 【大株主の状況】

2023年 2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
具 哲謨	福岡県糟屋郡志免町	20,867	41.65
アセント第五号私募投資合資会社	47, Jong-ro, Jongno-gu, Seoul, Republic of Korea	15,087	30.11
株式会社KU	大分県別府市新港町5番1-506号	1,440	2.87
E*TRADE SECURITIES CO., LTD	23rd Floor, Post Tower, 60 Yeouinaru-ro, Yeongdeungpo-gu, Seoul, Republic of KOREA	268	0.53
Ku Myoung Wan	Pocheon-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	240	0.47
Seok Dongho	Changwon-si, Gyeongsangnam-do, Republic of Korea	178	0.35
ワールド投資株式会社	福岡県大野城市乙金2丁目16番28号	178	0.35
Kang Chang Gyoon	Haeundae-gu, Busan, Republic of Korea	163	0.32
Jang Hyun young	Haeundae-gu, Busan, Republic of Korea	154	0.30
Bang Jeehun	Ansan-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	140	0.27
計	-	38,717	77.29

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2023年 2 月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式50,093,024	50,093,024	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	50,288,623	-	-
総株主の議決権	-	50,093,024	-

(注) 普通株式195,599株は韓国預託決済院において名義人登録手続きが完了していません。

【自己株式等】

2023年 2 月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきまして、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくこととし、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当が発生する場合は取締役会であります。また、当社は、「剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。」旨を定款に定めております。

しかしながら、前会計期間以前から継続した、新型コロナウイルス感染症による業績悪化からの回復の途上であり、2022年度は利益計上にいたりませんでした。そのため、当期の配当については無配とさせていただきます。

株主の皆様には大変申し訳なく思っておりますが、今後におきましては、早期の黒字化と復配に向けて全力で取り組んで参りますので、ご理解賜りたく存じます。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社グループは、「私たちは観光産業において、人と人との繋がりをつくり出す『感動創造企業』を目指します。」という経営理念のもと、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。そのためには、当社グループ事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めることをコーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会の経営機能(経営の基本方針の審議・決定)及び業務執行の機動性の更なる向上並びに監督機能の一層の強化を図っているほか、社外取締役が過半を占める監査等委員会が、取締役の業務執行に係る監査を行うとともに、各監査等委員が取締役会の決議において議決権を行使することで、経営に対するモニタリング機能を強化し、監査・監督の実効性の向上を図っております。

・取締役会

取締役会は、本報告書提出日現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名及び監査等委員である取締役3名の計8名(うち社外取締役3名)で構成され、毎月1回の定時取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行っております。取締役会では、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定、取締役の業務執行の監督機関として機能しております。

・監査等委員会

監査等委員会は、本報告書提出日現在の監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成され、うち常勤監査等委員を1名選任しております。毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、法令、定款で定められた事項のほか、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討等、監査等委員相互の情報共有を図っております。

・コンプライアンス委員会

当社グループは、コンプライアンスに関する重要方針の決定、意識向上を図るための体制作りや施策を推進するため、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長、その委員長が指名する者を構成員とし、必要に応じて開催しております。

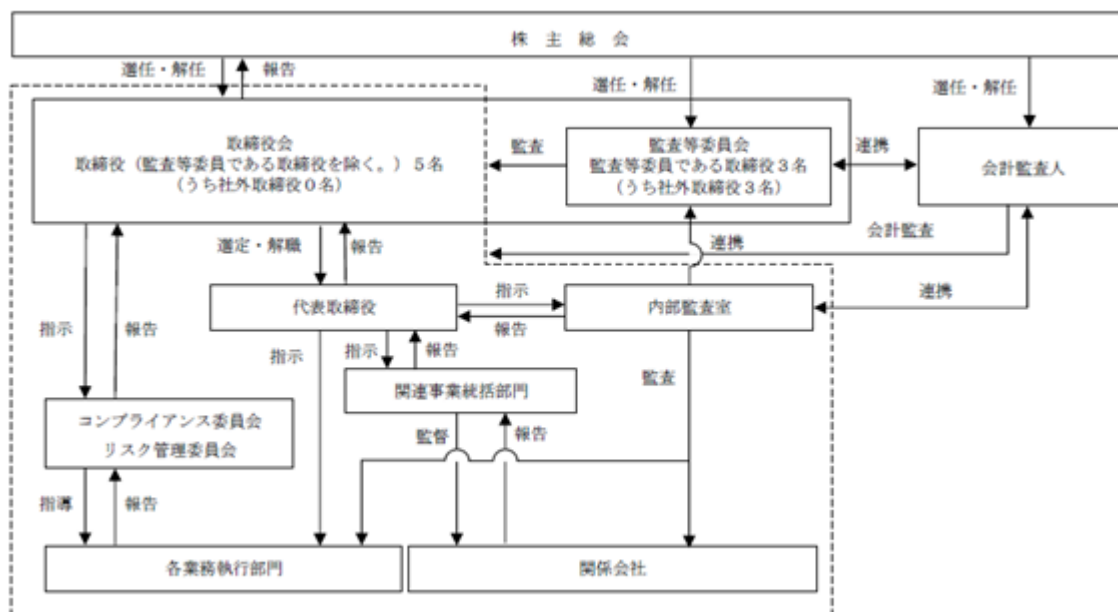
・リスク管理委員会

当社グループは、リスク管理体制の構築やリスクの識別、評価、対策等の審議を行うことを目的として、リスク管理委員会を設定しております。リスク管理委員会は、リスク管理担当役員を委員長、その委員長が指名する者を構成員とし、必要に応じて開催しております。

各機関ごとの構成員は次のとおりであります(は議長又は委員長、○は構成員を示しております)

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	コンプライアンス委員会	リスク管理委員会
代表取締役社長	具 哲 謨				
取締役	野 村 和 弘			○	○
取締役	松 元 篤 男				
取締役	金 泰 燁	○			
取締役	李 賢 鎬	○			
社外取締役(常勤監査等委員)	佐 藤 純 幸				
社外取締役(監査等委員)	堀 芳 郎				
社外取締役(監査等委員)	敷 地 健 康				
執行役員	朴 泳 培				
執行役員	趙 ジョン勲				
執行役員	紀 伊 克 彦			○	○
執行役員	浦 佳 楽			○	○
執行役員	宮 哲 夫			○	○
他業務執行部門 部門長	2 名				

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概念図は、以下に記載のとおりであります。



b. 当該体制を採用する理由

当社は、社外取締役が過半を占める監査等委員会が、取締役の業務執行に係る監査を行うとともに、各監査等委員が取締役会の決議において議決権を行使することで、経営に対する効率的かつ迅速な職務執行とモニタリング機能の強化を図る監査等委員会設置会社を採用し、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図るとともに経営の透明性・客観性を向上させることを意図したものであります。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システム整備の状況

当社グループは、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において以下の「内部統制システムの基本方針」について決議し、当社グループの内部統制が適切に機能する体制を整備しております。当該基本方針の内容の概要は以下のとおりであります。

・取締役及び使用人の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、内部統制を有効に機能させるためにコンプライアンス規程を整備し、内部統制を有効に機能させるための機関としてコンプライアンス委員会、その下部組織としてコンプライアンス担当役員を統括責任者とするコンプライアンス統括部門を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する体制の整備、是正等に関する企画立案、調整及び推進を行います。更に、内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、内部監査規程に沿って各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかの内部監査を実施します。

・取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき文書等の保存を行います。また、情報の管理は、情報管理規程やその他の諸規程に基づいて適切に行います。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、役職員が業務執行並びに業務遂行の際に、当社グループ内外に潜むリスクについてそれぞれの担当部署において把握し、各種会議等への報告を行い、その影響度合いを検討しながら対処を行います。また、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定めて対処を行います。

・取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、定例の取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行います。更に、組織、指揮命令系統、業務分掌等を定めた組織規程を制定し、職務権限規程に基づく業務執行上の責任体制を確立することにより、業務の効率的な執行を図ります。また、代表取締役は、会社組織の構築・見直しを行い、その効率的な運用と監視監督体制の整備を行います。

- . 当社グループの監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員が職務を補助する使用人として必要と判断した場合は、必要に応じて人員を配置します。また、監査等委員の職務補助のために担当者を置いた場合は、その取扱いについて取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員が事前に協議のうえ決定します。
- . 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員の職務を補助すべき使用人は、監査等委員の指示命令により職務を行います。
- . 監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会及び監査等委員の職務の執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上します。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に償還に応じます。
- . 取締役、その他使用人等が当社グループの監査等委員に報告するための体制及び監査等委員に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員は、取締役会その他の重要会議に出席し、重要事項の審議と経営判断の過程を確認するとともに、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は関係部門の責任者に説明を求めると、及び重要な決裁書類等の閲覧、経営情報をはじめとする各種情報を取得することができる体制を整備しています。
また、当社グループの取締役及び使用人は、不正又は法令及び定款等の違反等、又は内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員に報告するものとします。なお、報告事項が虚偽であった場合を除き、監査等委員へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底しています。
- . その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、独自に意見形成するため、必要に応じて外部法律事務所等と連携します。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用します。
- . 反社会的勢力による被害を防止するための体制
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、不当な要求や取引については、毅然とした態度で対処するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行いません。反社会的勢力からの不当な要求等の問題が発生した場合、社内の適切な部署及び機関と情報の共有を図るとともに、必要に応じて顧問弁護士や警察関係者等の外部専門機関と連携し、組織全体で対応します。

リスク管理体制の整備

当社グループは、リスク管理規程を定め、リスク管理担当役員がリスク管理委員会の委員長となり、その委員長が指名する者を構成員とし、リスク管理体制の構築・運営を図っております。

具体的には、リスク管理委員会においてリスクの識別（抽出）、定性的・定量的なリスク評価と測定、リスクの原因分析及びリスク管理の戦略・対応策の策定、対応策のスケジュール作成等を行い、これに基づき各部署及び各店舗において、対応策の導入・実施を行っております。そして、各部署及び各店舗は対応策の導入による結果や実施状況につきセルフモニタリング、その後内部監査によるモニタリングを行っております。リスク管理委員会にて、このモニタリングの結果報告が行われることで、より効果的な対応策が検討され、リスク管理体制整備の一層の強化、当社グループに潜むリスクの未然防止や会社損失の最小化に努めております。

また、リスク管理体制の構築・整備の一環として、リスク管理委員会が全社的なリスク管理の教育・研修を計画・実施することで対応策の実効性をあげることに努めております。

関係会社の業務の適正を確保するための体制整備

当社及び当社の関係会社は、業務の適正を確保するため、業務の実態に対応した諸規程を定めるものとしております。また、当社の取締役会は、当社関係会社に対して経営数値その他の重要な情報等について定期的に報告させるとともに、連絡会議及び取締役会等を通じて情報を共有し、統制・監督を行っております。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名以上、監査等委員である取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上かつ発行済株式総数（自己株式を除く。）の3分の1以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 8 名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員	具 哲謨	1962年10月11日生	1991年 3月 西山興業株式会社 1993年 5月 東京電気商会別府店 1994年 3月 当社設立 代表取締役 2017年 3月 当社 代表取締役 社長執行役員 (現任) 2018年 4月 株式会社ケイボックス 取締役 (現任) 2020年 5月 当社 営業本部長	(注) 2	20,867
取締役 営業本部長 執行役員 営業推進部長	野村 和弘	1965年 8月 8 日生	1991年 3月 錦湖アジアナグループ 入社 グループ会長 付属室 新規事業チーム 1995年 4月 同社 経営戦略企画チーム 課長 2002年 1月 株式会社斗山 食品事業部海外事業営業本部 営業企画管理チーム 次長 2005年 1月 同社 海外事業営業本部 営業企画管理チーム 兼 商品開発チーム 部長 2007年 6月 株式会社俄コリア 支社長 2013年11月 株式会社モンシェール韓国法人 支社長 2016年10月 当社入社 社長室 室長 2017年 4月 当社 西日本エリア統括部 部長 2020年 3月 当社 執行役員 営業本部 営業推進部長 (現任) 2020年12月 当社 取締役 営業副本部長 2021年 1月 株式会社ケイボックス 監査役 (現任) 2021年 5月 当社 取締役 営業本部長 (現任)	(注) 2	-
取締役 管理本部長 執行役員	松元 篤男	1962年 5月15日生	1985年 4月 株式会社東日本銀行 (旧株式会社ときわ相互銀行) 2003年 4月 同行 立花支店 副支店長兼融資課長 2006年 6月 光通信株式会社 社長室 経営戦略企画部付 経営戦略課長代行 2006年 9月 FXプライム株式会社 監査室長 2007年10月 同社 法務コンプライアンス統括部長 2009年 4月 同社 管理本部 経営管理部長 2013年 2月 伊藤忠食糧株式会社 経営管理部長 2016年 4月 同社 内部監査室長 2018年 7月 シーオス株式会社 人事総務部 シニアマネージャー 2020年 4月 大黒天物産株式会社 人事部 部長代理 2021年 5月 当社入社 管理本部 部付部長 当社 取締役 管理本部長 (現任)	(注) 2	-
取締役 (非常勤)	金 泰燁	1975年 3月17日生	2000年 4月 ポストン・コンサルティング・グループ アソシエ イトコンサルタント 2003年 7月 ポストン・コンサルティング・グループ コンサル タント 2005年11月 新韓プライベートエクイティ 部長 2008年 4月 アファーマ・キャピタル パートナー (現任) 2019年 9月 アファーマ・キャピタル・コリア 代表取締役 (現 任) 2023年 1月 当社入社 取締役 (現任)	(注) 2	-
取締役 (非常勤)	李 賢鎬	1990年 2月 1 日生	2016年 6月 B D A パートナース 課長 2018年 6月 スタンダード・チャータード・プライベート・エク イティ 課長 2019年 9月 アファーマ・キャピタル・コリア 取締役 (現任) 2023年 1月 当社入社 取締役 (現任)	(注) 2	-
取締役 (監査等委員) (常勤) 監査等委員会 委員長	佐藤 純幸	1967年 3月23日生	1990年 4月 株式会社みずほ銀行 (旧株式会社第一勧業銀行) 入 行 2010年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 国際事業部 次 長 2012年10月 株式会社みずほ銀行 IT・システム統括第二部 ア ジア室長 2018年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 業務監査 部 監査業務役 2023年 5月 当社 取締役監査等委員 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員) (非常勤)	堀 芳郎	1964年7月26日生	1989年9月 青山監査法人福岡事務所 1995年7月 堀公認会計士事務所 代表社員(現任) 2000年1月 福岡監査法人 代表社員(現任) 2011年1月 当社 社外監査役 2014年12月 福岡大学 監事(現任) 2019年5月 当社 取締役監査等委員(現任)	(注)3	76
取締役 (監査等委員) (非常勤)	敷地 健康	1968年1月19日生	1998年4月 北浜法律事務所 2007年1月 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2009年3月 税理士登録(現任) 2012年7月 株式会社ベガコーポレーション 社外監査役 2015年7月 同社 社外取締役(現任) 2015年7月 当社 社外監査役 2019年5月 当社 取締役監査等委員(現任)	(注)3	-
計					20,943

- (注) 1 佐藤純幸氏、堀芳郎氏及び敷地健康氏は、社外取締役であります。
2 2023年5月26日開催の定時株主総会終結の時から、1年間
3 2023年5月26日開催の定時株主総会終結の時から、2年間

社外取締役の状況

当社の社外取締役は、3名全員が監査等委員である取締役であります。

・監査等委員である社外取締役の佐藤純幸氏は金融機関において、国際業務、監査等の豊富な経験を有しており、この幅広い知見を活かし、客観的かつ公正な立場より、常勤の監査等委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンスの確立、監視・監督機能の強化に努めております。なお、佐藤純幸氏との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

・監査等委員である社外取締役の堀芳郎氏は、公認会計士として企業会計に関する知見を有しており、当社グループのコーポレート・ガバナンスの確立、監視・監督機能の強化に努めております。なお、堀芳郎氏は当社の株式76,000株を保有しておりますが、その他、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

・監査等委員である社外取締役の敷地健康氏は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法務及びコンプライアンスに対する知見を有しており、当社グループのコーポレート・ガバナンスの確立、監視・監督機能の強化に努めております。なお、敷地健康氏との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員を除く。)又は監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役には、客観性を保った実効的なコーポレート・ガバナンスの確立、監視・監督機能の強化のため、重要な責務を担って頂いております。そこで、社外取締役との窓口として、コンプライアンス管掌部門、経理管掌部門及び内部監査部門等から、必要な意見交換や説明を受けられるよう支援体制を整えております。また、全員が社外取締役で構成される監査等委員会においては、監査の計画、実施状況等について、代表取締役、社外取締役(監査等委員を除く。)及び会計監査人との意見交換を行うこととしております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、取締役監査等委員である3名（うち社外取締役3名）で構成されており、独立性を確保した立場から監査を行っております。監査等委員である取締役の堀芳郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

また、監査等委員会は、会計監査人との情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図り、更に内部監査室の行う業務監査に対する指導・助言等を行うことで、内部牽制が十分機能するように努めております。また、内部監査室より内部統制の整備及び運用状況の評価について適宜報告を受けております。

当事業年度の監査等委員会においては、当社グループのコーポレート・ガバナンスや内部統制システムの整備及び運用状況、会計監査人の評価などを主な検討事項として審議しております。

また、常勤取締役監査等委員の主な活動としては、取締役会、社内の重要な会議及び各種委員会にも出席し、内部統制システムの構築・維持や社内の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言などを行っております。

監査等委員会の出席状況

氏名	開催回数	出席回数
小島 伸穰	16回	16回(100%)
堀 芳郎	16回	16回(100%)
敷地 健康	16回	15回(93.8%)

内部監査の状況

内部監査は、内部監査室を監査業務の一層の充実のために社長直轄の独立した組織とし、業務が法令、定款、諸規程に基づき、適法・適正且つ効率的に行われているかを検証しております。

また、監査等委員会や会計監査人との情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図ることで内部牽制が十分機能するように努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

赤坂有限責任監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 池田 勉
指定有限責任社員 業務執行社員 長谷川 和良

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合又は会計監査人の職務の執行に支障がある場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する決定を行う方針であります。また、監査等委員会が赤坂有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、会計監査人としての品質管理体制、専門性の有無などを総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社は、監査法人の評価に関し、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（公益社団法人日本監査役協会）に準拠し、実施しております。定期的な意見交換や監査実施状況の報告などを通じて、独立性、専門性、職務執行状況に問題がないかを確認しております。

g . 監査法人の異動

当社は、2022年5月30日開催の第28期定時株主総会において、次の通り監査法人を異動しております。

第28期（自2021年3月1日 至2022年2月28日 連結・個別）有限責任監査法人トーマツ

第29期（自2022年3月1日 至2023年2月28日 連結・個別）赤坂有限責任監査法人

なお、臨時報告書（2022年5月9日）に記載した事項は次の通りです。

（1）当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 赤坂有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称 有限責任監査法人トーマツ

（2）当該異動の年月日

2022年5月30日（第28期定時株主総会開催日）

（3）退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2015年5月27日

（4）退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

（5）当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2022年5月30日開催の第28期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。現在の会計監査人につきましては、会計監査が適切かつ妥当に行われる体制を十分に備えているものと考えておりますが、監査継続年数が長期にわたっていることに加え、当社の事業規模や近年の経営環境を踏まえた会計監査が必要であると判断したことから、他の監査法人と比較検討を行ってまいりました。

その結果、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬の水準並びに新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案し、新たに赤坂有限責任監査法人を会計監査人として選任するものです。

（6）上記（5）の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	35	-	27	-
連結子会社	-	-	-	-
計	35	-	27	-

(注) 1 当社においては、韓国取引所(KOSDAQ市場)に上場しており、「株式会社の外部監査に関する法律」による会計監査及び内部会計管理制度のレビュー、「資本市場及び金融投資業に関する法律」による四半期財務諸表及び半期財務諸表のレビューのために、KPMGグループのサムジョン会計法人とドンヒョン会計法人に対し別途監査報酬が発生しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	-	-

c. 監査報酬の決定方針

当社の規模・特性・監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

- (1) 当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、以下の通り取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等を決議いたしました。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

基本報酬等（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社取締役の基本報酬は、固定報酬とし、当社の経営環境、世間水準、社員給与とのバランス等を考慮し、また、それぞれの役位に期待すべき役割、責務等を勘案し決定する。基本報酬は、年額を12等分して毎月支給する。また、当社取締役には、当該取締役の在任年数、在任中の役位、功績等を総合的に勘案して決定される退職慰労金を、退任後3ヶ月以内に支給するものとする（固定報酬と退職慰労金を併せて、「基本報酬等」という。）。

非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社役員が株主価値の向上を意識した経営を行うことのインセンティブとして、株主価値の向上に資する顕著な功績が認められる場合、株式報酬型ストック・オプションを支給することがある。株式報酬型ストック・オプションの内容は新株予約権とする。この場合、割り当てる新株予約権の数は、各取締役について、取締役在任年数、役位、功績等を総合的に勘案した上で、決定し、各事業年度に係る定時株主総会の属する月の翌月以降1年間のうちに速やかに各取締役に割り当てる。

金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
株主価値の向上に資する顕著な功績が認められるときに株式報酬型ストック・オプションが付与される場合を除き、原則として、報酬等の全割合を基本報酬等とする。非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）を支給する場合の取締役の基本報酬及び非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）の割合の目安は、当社の業績、従業員の賞与水準、中長期的な業績、他社の動向等を総合的に勘案したうえで、決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその決定を委任する。代表取締役は、株主総会において決議いただいております限度額の枠内で、当該決定を行う。

- (2) 各取締役の基本報酬の額の決定を代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。
- (3) 監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議いただいております限度額の枠内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
- (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、2019年5月29日開催の第25期定時株主総会において、年額300百万円（うち社外取締役は50百万円）と決議いただいております。監査等委員である取締役の報酬額については、2019年5月29日開催の第25期定時株主総会において、年額50百万円（うち社外取締役は30百万円）以内と決議いただいております。

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社 外取締役を除く)	59	39		20		3
社外取締役(監査等委員を 除く)	2	2				1
社外取締役(監査等委員)	11	11		0		3

(注) 1 報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分の給与は含まれておりません。

2 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の員数は5名ですが、無支給者が2名いるため対象となる役員の員数と相違しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社が保有する株式は全て子会社株式であり、それ以外の保有目的が純投資目的もしくは純投資目的以外の目的の株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年3月1日から2023年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年3月1日から2023年2月28日まで)の財務諸表について、赤坂有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度及び前事業年度	有限責任監査法人トーマツ
当連結会計年度及び当事業年度	赤坂有限責任監査法人

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催する研修会等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,757	4,038
売掛金	53	258
商品	3,233	3,446
前渡金	2,175	2,106
未収消費税等	62	179
その他	513	990
貸倒引当金	2,236	2,328
流動資産合計	6,559	8,690
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,226,668	1,226,640
車両運搬具(純額)	152	130
工具、器具及び備品(純額)	149	130
土地	21,862	21,965
使用権資産(純額)	13	12
建設仮勘定	36	2
有形固定資産合計	4,671	4,670
無形固定資産	41	54
投資その他の資産		
長期貸付金	1,125	1,040
敷金及び保証金	2,437	2,252
その他	815	769
貸倒引当金	1,565	1,505
投資その他の資産合計	2,812	2,557
固定資産合計	7,525	7,282
資産合計	14,085	15,973

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	45	228
1年内償還予定の社債	1,344	-
1年内返済予定の長期借入金	2,700	2,634
リース債務	135	24
未払金	753	714
未払法人税等	40	69
賞与引当金	-	11
訴訟損失引当金	192	156
その他	285	341
流動負債合計	3,497	2,181
固定負債		
社債	2,680	2,600
長期借入金	2,138	2,109
リース債務	1	16
役員退職慰労引当金	485	506
退職給付に係る負債	81	83
資産除去債務	289	297
その他	11	20
固定負債合計	2,938	2,614
負債合計	6,435	4,796
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,854	7,481
資本剰余金	4,776	7,403
利益剰余金	1,924	3,507
株主資本合計	7,707	11,377
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	233	365
その他の包括利益累計額合計	233	365
新株予約権	14	14
非支配株主持分	160	150
純資産合計	7,649	11,177
負債純資産合計	14,085	15,973

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
売上高	1,450	3,708
売上原価	1,213	1,787
売上総利益又は売上総損失()	722	2,921
販売費及び一般管理費	2,496	2,476
営業損失()	5,219	1,864
営業外収益		
受取利息	12	11
為替差益	80	342
雇用調整助成金	25	70
その他	40	18
営業外収益合計	158	444
営業外費用		
支払利息	42	115
支払手数料	59	-
休止固定資産減価償却費	37	14
その他	6	20
営業外費用合計	145	150
経常損失()	5,205	1,571
特別利益		
債務免除益	156	114
特別利益合計	156	114
特別損失		
減損損失	361	360
訴訟損失引当金繰入額	-	72
特別損失合計	61	132
税金等調整前当期純損失()	5,110	1,589
法人税、住民税及び事業税	9	17
法人税等調整額	54	-
法人税等合計	45	17
当期純損失()	5,065	1,606
非支配株主に帰属する当期純損失()	49	23
親会社株主に帰属する当期純損失()	5,016	1,583

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
当期純損失()	5,065	1,606
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	19	131
退職給付に係る調整額	-	1
その他の包括利益合計	1 19	1 129
包括利益	5,084	1,736
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,035	1,726
非支配株主に係る包括利益	49	10

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,854	4,776	3,091	12,723	214	214	17	209	12,736
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			5,016	5,016					5,016
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					19	19	3	49	71
当期変動額合計	-	-	5,016	5,016	19	19	3	49	5,087
当期末残高	4,854	4,776	1,924	7,707	233	233	14	160	7,649

当連結会計年度（自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,854	4,776	1,924	7,707	233	233	14	160	7,649
当期変動額									
新株の発行	2,626	2,626		5,253					5,253
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,583	1,583					1,583
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					131	131	0	10	141
当期変動額合計	2,626	2,626	1,583	3,669	131	131	0	10	3,528
当期末残高	7,481	7,403	3,507	11,377	365	365	14	150	11,177

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 ()	5,110	1,589
減価償却費	235	201
減損損失	61	60
債務免除益	156	114
貸倒引当金の増減額 (は減少)	1,392	27
賞与引当金の増減額 (は減少)	-	11
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	3	1
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	11	21
訴訟損失引当金の増減額 (は減少)	-	50
受取利息及び受取配当金	12	11
支払利息	42	115
雇用調整助成金	25	70
為替差損益 (は益)	79	307
売上債権の増減額 (は増加)	3	228
棚卸資産の増減額 (は増加)	1,921	230
前払費用の増減額 (は増加)	12	0
未収入金の増減額 (は増加)	12	40
未収消費税等の増減額 (は増加)	54	114
前渡金の増減額 (は増加)	120	117
仕入債務の増減額 (は減少)	14	179
未払金の増減額 (は減少)	166	43
その他	139	185
小計	1,642	1,932
利息及び配当金の受取額	14	11
利息の支払額	32	125
雇用調整助成金の受取額	25	70
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	489	37
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,124	2,012
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,211	121
定期預金の払戻による収入	1,629	397
固定資産の取得による支出	584	54
固定資産の売却による収入	12	12
貸付金の回収による収入	93	85
敷金及び保証金の差入による支出	23	440
敷金及び保証金の回収による収入	61	245
長期性預金の払戻による収入	-	70
その他	10	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	11	197
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	159	-
長期借入れによる収入	-	300
長期借入金の返済による支出	1,344	700
社債の発行による収入	1,949	-
社債の償還による支出	100	1,344
株式の発行による収入	-	5,173
リース債務の返済による支出	26	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	319	3,394
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	50
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	1,815	1,529
現金及び現金同等物の期首残高	4,202	2,387
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,387	1 3,916

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 . 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

株式会社ケイボックス

株式会社シティープラス

株式会社ケイティーシートックスフリー

株式会社トップシティー免税店

株式会社ディーエフケイボックス

2 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3 . 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品・・・ 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（使用权資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

使用权資産

在外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリース取引使用权資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当連結会計年度において必要と認められる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に全額を費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

小売事業

小売事業においては、主に中国をはじめ、韓国、東南アジア等の海外旅行者に対して食品・化粧品生活用品等のお土産品を販売しております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、当該対価の額から第三者に対する支払額を差し引いた純額を収益として認識しております。

不動産事業

当社及び連結子会社が保有する事務所・住居等の賃貸資産を賃貸することにより賃貸料収入が生じます。賃貸料収入は、賃貸借契約期間に基づいて生じるものであり、当該期間に応じて収益認識しております。

リース事業

当社が保有するバス等の賃貸資産を賃貸することにより賃貸料収入が生じます。賃貸料収入は、賃貸借契約期間に基づいて生じるものであり、当該期間に応じて収益認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(棚卸資産の評価)

1 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品	3,233	3,446
商品の簿価切下げ額	997	1,302

2 その他の情報

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社グループは、商品の評価にあたり正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には簿価を切下げ、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。なお、一定期間を超えて保有している商品は、将来の販売見込等を反映して正味売却価額の見積りを行っております。

(2) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

今後、インバウンドビジネスを取り巻く経営環境の動向により、簿価切下げが更に必要になった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損)

1 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	4,671	4,670
減損損失	61	60

2 その他の情報

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、保有する固定資産のグルーピングを店舗単位としています。店舗ごとに識別された資産グループに減損の兆候があると認められた場合は、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定しています。その結果、減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しています。

(2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

減損損失の認識の判定に使用される将来キャッシュ・フローはインバウンドビジネスの市場予測、過去の原価率趨勢等の仮定を使用した事業計画に基づき見積もっております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

今後、インバウンドビジネスを取り巻く環境の動向により店舗等の収益性が悪化し、将来キャッシュ・フローの見込額が減少し、減損処理が更に必要になった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社グループが提供するサービスの一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当社グループが代理人として関与したと判定される取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度において当該変更による損益への影響は軽微であり、当期の期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7 - 4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「為替差損益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた218百万円は、「為替差損益」79百万円、「その他」139百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,688百万円	3,876百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
建物及び構築物	0百万円	0百万円
土地	299	299
合計	299	299

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	479百万円	424百万円
社債	100	100
長期借入金	535	110
合計	1,115	635

(連結損益計算書関係)

- 1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
棚卸資産帳簿価額切下額	997百万円	575百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
販売促進費	8百万円	1,188百万円
給与	468	527
地代家賃	1,360	1,381
賞与引当金繰入額	-	11
退職給付費用	11	6
役員退職慰労引当金繰入額	21	21
貸倒引当金繰入額	1,396	80
減価償却費	193	156

3 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

場所 (会社)	用途	種類	金額 (百万円)
韓国・仁川広域市 (株)シティープラス)	倉庫	建物及び構築物	3
		使用権資産	19
		ソフトウェア	4
韓国・ソウル特別市 (株)ケイティーシータックスフリー)	店舗	構築物	19
		ソフトウェア	0
大阪府大阪市 (株)JTC)	店舗	建物及び構築物	13
		工具、器具及び備品	0

当社グループは、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなった店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として61百万円を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。

正味売却価額は固定資産税評価額により評価しております。また、使用価値の算出にあたっては、将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

場所 (会社)	用途	種類	金額 (百万円)
韓国・仁川広域市 (株)シティープラス)	倉庫	建物及び構築物	17
		使用権資産	42

当社グループは、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなった店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として60百万円を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。

正味売却価額は固定資産税評価額により評価しております。また、使用価値の算出にあたっては、将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
為替換算調整勘定:		
当期発生額	19百万円	129百万円
その他の包括利益合計	19	129

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	35,005,517	-	-	35,005,517
合計	35,005,517	-	-	35,005,517
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	14
合計		-	-	-	-	-	14

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項なし。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項なし。

当連結会計年度（自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	35,005,517	15,283,106	-	50,288,623
合計	35,005,517	15,283,106	-	50,288,623
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）普通株式の発行済株式数の増加は、第三者割当による募集株式の発行 15,087,507株及び新株予約権の行使による増加195,599株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	14
	合計	-	-	-	-	-	14

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項なし。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項なし。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月28日）	当連結会計年度 （自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日）
現金及び預金勘定	2,757百万円	4,038百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	370	122
現金及び現金同等物	2,387	3,916

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
1年以内	1,079	1,081
1年超	14,499	13,481
合計	15,578	14,563

(注) 上記未経過リース料には、規定損害金に相当する額を含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。資金調達については、金融機関等との契約に基づく借入及び社債の発行等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金、長期貸付金及び差入保証金は、取引相手の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

借入金及び社債は、主に当社グループの運転資金及び設備投資を目的にしたものであり、借入金の一部は外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。また、社債の償還日は最長で決算日後3年11ヶ月であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2022年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 長期貸付金	1,223		
貸倒引当金()	15		
	1,207	1,207	-
(2) 敷金及び保証金	2,437		
貸倒引当金()	885		
	1,551	1,483	67
資産計	2,759	2,691	67
(1) 社債	2,024	2,022	1
(2) 長期借入金	2,088	2,086	2
(3) リース債務	137	133	4
負債計	4,250	4,242	7

個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2023年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 長期貸付金	1,139		
貸倒引当金()	17		
	1,122	1,122	-
(2) 敷金及び保証金	2,660		
貸倒引当金()	789		
	1,870	1,750	119
資産計	2,992	2,872	119
(1) 社債	600	599	0
(2) 長期借入金	1,724	1,704	20
(3) リース債務	41	37	3
負債計	2,366	2,341	24

個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,757	-	-	-
売掛金	53	-	-	-
長期貸付金	98	355	402	368
合計	2,908	355	402	368

当連結会計年度(2023年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,038	-	-	-
売掛金	258	-	-	-
長期貸付金	99	346	403	289
合計	4,395	346	403	289

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	1,344	-	100	-	580	-
長期借入金	700	634	260	23	-	470
リース債務	135	1	0	-	-	-
合計	2,180	636	360	23	580	470

当連結会計年度(2023年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	-	100	-	500	-	-
長期借入金	634	260	47	24	531	226
リース債務	24	5	5	4	1	-
合計	659	365	52	528	533	226

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1インプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年2月28日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	1,122	-	1,122
資産計	-	1,122	-	1,122

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年2月28日）

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	934	816	1,750
資産計	-	994	816	1,750
社債	-	99	500	599
長期借入金(1年内返済も含む)	-	1,704	-	1,704
リース債務	-	37	-	37
負債計	-	1,841	500	2,341

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金（1年内に回収予定のもの含む）

長期貸付金は、主に建設協力金であり、その時価については、回収予定額を契約期間に対する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローの合計額を国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸倒懸念債権については、財務内容等を勘案し担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の転換社債の時価については、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。信用リスクは市場において観察不能であるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内に返済予定のもの含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年以内に返済予定のもの含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職金規程に基づく退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
退職給付債務の期首残高	77百万円	81百万円
勤務費用	15	13
利息費用	0	0
数理計算上の差異の発生額	0	4
退職給付の支払額	12	6
退職給付債務の期末残高	81	83

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
非積立型制度の退職給付債務	81百万円	83百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	81	83
退職給付に係る負債	81	83
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	81	83

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
勤務費用	15百万円	13百万円
利息費用	0	0
数理計算上の差異の発生額	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	16	13

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
割引率	0.3%	0.8%

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度8百万円、当連結会計年度11百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
販売費及び一般管理費	0	0

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名 当社の監査役3名 当社の使用人16名	当社の取締役2名 当社の使用人33名	子会社の使用人1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 152,500株	普通株式 92,500株	普通株式 5,000株
付与日	2017年6月16日	2018年6月16日	2018年7月14日
権利確定条件	新株予約権の行使時においても、当社の取締役・監査役及び従業員の地位にあることを要す。 ただし、当社の取締役・監査役を任期満了で退任した場合、又は定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役及び従業員(執行役員を含む。)の地位にあることを要す。 ただし、当社の取締役・監査役を任期満了で退任した場合、又は定年退職その他正当な理由がある場合において、当社の取締役会が特に認める場合はこの限りではない。	新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役及び従業員(執行役員を含む。)の地位にあることを要す。 ただし、当社の取締役・監査役を任期満了で退任した場合、又は定年退職その他正当な理由がある場合において、当社の取締役会が特に認める場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年5月25日 至 2022年5月24日	自 2020年6月16日 至 2023年6月15日	自 2020年7月14日 至 2023年7月13日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 第1回新株予約権は2022年5月24日をもって権利行使期間が終了しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	105,000	24,500	5,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	105,000	-	-
未行使残	-	24,500	5,000

（注） 2017年10月1日付株式分割（普通株式1株につき5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（KRW）	-	13,686	12,726
行使時平均株価（KRW）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（KRW）	-	4,093～5,796	3,867～5,452

（注） 2017年10月1日付株式分割（普通株式1株につき5株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

- 千円

当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	7百万円	15百万円
貸倒引当金	1,104	1,107
棚卸資産	593	416
退職給付引当金	24	34
役員退職慰労引当金	148	154
訴訟損失引当金	42	32
減価償却超過額	11	14
減損損失	623	603
資産除去債務	54	54
敷金(資産除去債務)	35	38
繰越欠損金	2,463	3,262
その他	90	66
繰延税金資産小計	5,200	5,801
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,463	3,262
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,685	2,430
評価性引当額(注1)	5,148	5,692
繰延税金資産合計	51	108
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	39	37
その他	11	71
繰延税金負債合計	51	108
繰延税金資産の純額(は負債の純額)	-	-

(注1) 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じており、その内容は当連結会計年度において当社及び連結子会社における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金の増加に伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(2)	-	-	2,463	2,463
評価性引当額	-	-	2,463	2,463
繰延税金資産	-	-	-	-

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(2)	-	-	3,262	3,262
評価性引当額	-	-	3,262	3,262
繰延税金資産	-	-	-	-

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

営業店舗用建物等の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、対応する国債の流通利回りで割り引いて、資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
期首残高	293百万円	289百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1	21
時の経過による調整額	0	0
履行による減少額	1	23
その他	5	8
期末残高	289	297

(賃貸等不動産関係)

当社の子会社は、韓国済州島において、賃貸の用に供している不動産を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は21百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は27百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,233百万円	2,369百万円
	期中増減額	1,135	153
	期末残高	2,369	2,523
期末時価		2,459	2,434

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度の時価は、不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算出しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位:百万円)

	報告セグメント
	小売事業
小売売上高	3,475
その他売上高	233
顧客との契約から生じる収益	3,708
その他収益	-
外部顧客への売上高	3,708

(注)「その他売上高」は、リース収入・不動産賃貸収入に基づくものであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(5) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高はありません。

また過去の期間に充足(又は部分的充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売する小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売する小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	韓国	合計
2,258	2,413	4,671

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売する小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	韓国	合計
3,197	511	3,708

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	韓国	合計
2,100	2,570	4,670

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年 3 月 1 日 至 2022年 2 月 28 日)	当連結会計年度 (自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月 28 日)
1 株当たり純資産額	213.50円	218.98円
1 株当たり当期純損失()	143.30円	41.24円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年 3 月 1 日 至 2022年 2 月 28 日)	当連結会計年度 (自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月 28 日)
親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	5,016	1,583
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	5,016	1,583
期中平均株式数(千株)	35,005	38,399

(重要な後発事象)

1. 第4回新株予約権(ストック・オプション)の発行について

当社は、2023年5月23日開催の取締役会において、当社使用人1名に対して下記の通りストック・オプションを発行することを決議いたしました。

新株予約権の数	765,817個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 765,817株
新株予約権の発行価額及び発行価額の総額	発行価額 31円 発行価額の総額 23,740,327円
新株予約権の払込金額	1株当たりの払込金額 31円
新株予約権の行使価額	1株当たりの行使価額 442円
新株予約権の行使期間	2023年6月30日から 2028年6月29日まで
新株予約権の行使条件	<p>(1) 本新株予約権の行使は1個単位で行うことができる</p> <p>(2) 2025年2月期又は2026年2月期のいずれかの事業年度において、監査済みの当社連結損益計算書(国際会計基準)における営業利益が35億円を超過すること なお、上記の営業利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。 また、上記の営業利益の判定においては、監査済の当社連結損益計算書(国際会計基準)の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合、又は目標とされる営業利益の額については、本新株予約権の発行後、M&Aや組織再編、事業計画の大幅な変更等これを変更することが必要と当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の行使時においても、当社または当社子会社の取締役・監査役及び従業員(執行役員を含む。)の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役・監査役を任期満了で退任した場合または定年退職その他正当な理由のある場合において、当社の取締役会が特に認める場合はこの限りではない。</p> <p>(4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本組み入れ額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
(株) J T C	第7回社債	2019年9月25日	100	100	0.3	あり	2024年9月25日
(株) J T C	第1回無記名式利権付無保証 私募転換社債型新株予約権 付社債 (注) 1. 2	2021年6月30日	1,344 [140億ウォン] (1,344)	-	1.0	なし	2026年6月29日
(株) J T C	第2回無記名式利権付無保証 私募転換社債型新株予約権 付社債(注) 3	2022年1月31日	580	500	1.0	なし	2027年1月30日
合計	-	-	2,024 (1,344)	600 (-)	-	-	-

(注) 1 当該社債は、外国において発行したものであるため「当期首残高」欄に外貨建ての金額を[付記]しております。なお、当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、当該社債の未償還残高の全額を繰上償還することについて決議し、2022年3月31日に繰上償還しております。

2 「当期末残高」欄の()書きは、1年以内の償還予定額であります。

3 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第2回無記名式利権付無保証私募転換 社債型新株予約権付社債
発行すべき株式の内容	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格	373円
発行価額の総額	500百万円
新株予約権の行使により発行 した株式の発行価額の総額	-
新株予約権の付与割合	100%
新株予約権の行使期間	自 2023年1月31日 至 2026年12月30日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

4 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	100	-	500	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	700	634	0.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	135	24	4.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,388	1,089	2.3	2024年～2038年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1	16	4.9	2026年～2028年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,226	1,766	-	-

(注) 1 平均利率は、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	260	47	24	531
リース債務	5	5	4	1

【資産除去債務明細表】

	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
不動産賃貸借契約に 基づく原状回復義務	289	31	23	297

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,198	3,730
売掛金	51	253
商品	3,168	3,376
関係会社短期貸付金	1,025	-
前渡金	1,546	1,551
未収消費税等	20	168
その他	1,567	1,626
貸倒引当金	1,703	1,758
流動資産合計	6,874	7,949
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,1673	2,1564
構築物	18	16
車両運搬具	52	28
工具、器具及び備品	49	29
土地	2,464	2,460
有形固定資産合計	2,258	2,100
無形固定資産		
ソフトウェア	14	16
その他	26	27
無形固定資産合計	41	43
投資その他の資産		
長期貸付金	1,125	1,040
関係会社長期貸付金	3,263	4,638
敷金及び保証金	2,002	1,990
その他	749	769
貸倒引当金	3,328	3,657
投資その他の資産合計	3,811	4,781
固定資産合計	6,111	6,925
資産合計	12,986	14,874

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12	178
1年内償還予定の社債	1,344	-
1年内返済予定の長期借入金	2,700	2,634
未払金	747	703
未払法人税等	40	69
賞与引当金	-	11
その他	267	304
流動負債合計	3,112	1,901
固定負債		
社債	2,680	2,600
長期借入金	2,918	2,583
退職給付引当金	71	71
役員退職慰労引当金	485	506
資産除去債務	177	178
固定負債合計	2,332	1,939
負債合計	5,444	3,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,854	7,481
資本剰余金		
資本準備金	4,776	7,403
資本剰余金合計	4,776	7,403
利益剰余金		
利益準備金	34	34
その他利益剰余金		
別途積立金	500	500
繰越利益剰余金	2,638	4,401
利益剰余金合計	2,104	3,867
株主資本合計	7,527	11,018
新株予約権	14	14
純資産合計	7,541	11,033
負債純資産合計	12,986	14,874

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月 28日)	当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日)
売上高	1,324	3,197
売上原価	2,055	639
売上総利益又は売上総損失()	731	2,558
販売費及び一般管理費	1, 2 4,425	1, 2 4,244
営業損失()	5,156	1,685
営業外収益		
受取利息	6	5
為替差益	72	213
雇用調整助成金	23	70
その他	28	12
営業外収益合計	131	302
営業外費用		
支払利息	18	22
支払手数料	59	-
休止固定資産減価償却費	37	14
関係会社貸倒引当金繰入額	8	303
その他	1	4
営業外費用合計	126	344
経常損失()	5,151	1,727
特別損失		
減損損失	13	-
貸倒損失	-	16
特別損失合計	13	16
税引前当期純損失()	5,164	1,744
法人税、住民税及び事業税	9	17
法人税等調整額	54	-
法人税等合計	45	17
当期純損失()	5,119	1,762

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)		当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
商品売上原価	(注)				
商品期首棚卸高		5,781		4,936	
当期商品仕入高		91		699	
合計		5,872		5,635	
商品期末棚卸高		4,936		4,569	
商品評価損		997		575	
商品売上原価計		1,933	94.1	491	76.9
賃貸原価		120		131	
その他原価		-	5.9	16	23.1
当期売上原価		2,055	100.0	639	100.0

(注) 主な内訳は減価償却費であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		特別償却準備 金	別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	4,854	4,776	4,776	34	4	500	2,476	3,014
当期変動額								
当期純損失（ ）							5,119	5,119
特別償却準備金の取崩					4		4	-
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	4	-	5,115	5,119
当期末残高	4,854	4,776	4,776	34	-	500	2,638	2,104

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合 計		
当期首残高	12,646	17	12,664
当期変動額			
当期純損失（ ）	5,119		5,119
特別償却準備金の取崩	-		-
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）		3	3
当期変動額合計	5,119	3	5,122
当期末残高	7,527	14	7,541

当事業年度（自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	4,854	4,776	4,776	34	500	2,638	2,104
当期変動額							
新株の発行	2,626	2,626	2,626				-
当期純損失（ ）						1,762	1,762
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	2,626	2,626	2,626	-	-	1,762	1,762
当期末残高	7,481	7,403	7,403	34	500	4,401	3,867

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合 計		
当期首残高	7,527	14	7,541
当期変動額			
新株の発行	5,253		5,253
当期純損失（ ）	1,762		1,762
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）		0	0
当期変動額合計	3,491	0	3,491
当期末残高	11,018	14	11,033

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 . 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 . 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	10年～40年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日のソウル外国為替仲介株式会社の基準為替レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程並びに当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に全額を費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5 . 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 小売事業

小売事業においては、主に中国をはじめ、韓国、東南アジア等の海外旅行者に対して食品・化粧品・生活用品等のお土産品を販売しております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、当該対価の額から第三者に対する支払額を差し引いた純額を収益として認識しております。

(2) 不動産事業

当社が保有する事務所・住居等の賃貸資産を賃貸することにより賃貸料収入が生じます。賃貸料収入は、賃貸借契約期間に基づいて生じるものであり、当該期間に応じて収益認識しております。

(3) リース事業

当社が保有するバス等の賃貸資産を賃貸することにより賃貸料収入が生じます。賃貸料収入は、賃貸借契約期間に基づいて生じるものであり、当該期間に応じて収益認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
商品	3,186	3,376
商品の簿価切下げ額	997	1,192

(2) その他の情報

連結財務諸表の「注記事項(重要な会計上の見積り)(棚卸資産の評価)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	2,258	2,100
減損損失	13	-

(2) その他の情報

連結財務諸表の「注記事項(重要な会計上の見積り)(固定資産の減損)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社が提供するサービスの一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当社が代理人として関与したと判定される取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度において当該変更による損益への影響は軽微であり、当期の期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
短期金銭債権	81百万円	69百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
建物及び構築物	0百万円	0百万円
土地	299	299
合計	299	299

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	479百万円	424百万円
社債	100	100
長期借入金	535	110
合計	1,115	635

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
営業取引以外の取引による取引高	2百万円	2百万円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7.6%、当事業年度36.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92.4%、当事業年度63.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
給与	374百万円	416百万円
販売促進費	8	1,188
地代家賃	1,362	1,383
賞与引当金繰入額	-	11
退職給付引当金繰入額	11	6
役員退職慰労引当金繰入額	21	21
貸倒引当金繰入額	1,681	82
減価償却費	155	137

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 2 月28日)	当事業年度 (2023年 2 月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	7百万円	15百万円
貸倒引当金	1,534	1,651
棚卸資産	539	363
退職給付引当金	21	21
役員退職慰労引当金	148	154
減価償却超過額	11	14
減損損失	485	459
関係会社株式	752	752
資産除去債務	54	54
敷金 (資産除去債務)	35	38
繰越欠損金	1,940	2,571
その他	19	40
繰延税金資産小計	5,551	6,139
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,940	2,571
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,560	3,459
評価性引当額	5,500	6,031
繰延税金資産合計	51	108
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	39	37
建設協力金	9	11
為替差損益	1	59
繰延税金負債合計	51	108
繰延税金資産の純額(は負債の純額)	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項 (重要な後発事象) 第 4 回新株予約権 (ストック・オプション) の発行について」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【 附属明細表 】

【 有価証券明細表 】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,673	4	3	109	1,564	941
	構築物	18	-	-	2	16	31
	車両運搬具	52	-	0	23	28	1,826
	工具、器具及び備品	49	-	0	20	29	652
	土地	464	8	12	-	460	-
	計	2,258	12	16	154	2,100	3,452
無形固定資産	ソフトウェア	14	8	-	6	16	139
	その他	26	0	-	0	26	0
	計	41	8	-	6	42	139

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5,032	513	129	5,416
賞与引当金	-	11	-	11
役員退職慰労引当金	485	21	-	506

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	2月末日
1単元の株式数	当社は単元株制度を採用しておりません。
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

- (イ) 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書）2022年5月9日福岡財務支局長に提出
会計監査人の異動を2022年5月30日開催予定の第28期定時株主総会に付議することを決議したことに係る臨時報告書であります。
- (ロ) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第28期）（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）2022年5月30日福岡財務支局長に提出
- (ハ) 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書）2022年10月17日福岡財務支局長に提出
第三者割当増資の実施を決議したことに係る臨時報告書であります。
- (ニ) 訂正臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく訂正臨時報告書）2022年10月18日福岡財務支局長に提出
第三者割当増資における発行株式数等の発行条件変更を決議したことに係る訂正臨時報告書であります。
- (ホ) 訂正臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく訂正臨時報告書）2022年10月31日福岡財務支局長に提出
第三者割当増資の払込期日変更を決議したことに係る訂正臨時報告書であります。
- (ヘ) 半期報告書
（第29期中）（自 2022年3月1日 至 2022年8月31日）2022年11月30日福岡財務支局長に提出
- (ト) 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書）2023年4月28日福岡財務支局長に提出
会計監査人の異動を2023年5月26日開催予定の第29期定時株主総会に付議することに係る報告書であります。
- (チ) 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書）2023年5月23日福岡財務支局長に提出
当社の使用人に対し、株式会社 J T C 第4回新株予約権を発行することを決議したことに係る臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社 J T C

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 和良

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T C の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T C 及び連結子会社の2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年5月23日開催の取締役会において、当社使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年2月期から2023年2月期まで3期連続の営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。</p> <p>経営者は、継続企業の前提に基づき、連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価するとともに、継続企業の前提に関する注記の要否を判断することが求められている。</p> <p>経営者は、翌連結会計年度はインバウンド需要の回復等により、営業利益及び営業キャッシュ・フローの黒字化を計画するとともに、当連結会計年度に第三者割当増資による資金調達を行った結果、資金繰り計画において期末日後1年間の事業継続は可能であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められず、継続企業の前提に関する注記は不要であると判断している。上記のような継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための前提となるインバウンド需要の回復時期等の予測については、経営者の重要な仮定と判断を含むことから不確実性が高く、当該判断が将来事業計画及び資金繰り計画に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を評価するため、経営者の対応策及び資金繰り計画について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金繰り計画の基礎となる取締役会承認済の事業計画との整合性を確認した。 ・新型コロナウイルス感染症が、事業計画に与える影響について、その仮定を財務担当役員と協議した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大によるインバウンド需要への影響、需要回復までの期間及び回復後の需要予測について、外部機関による市場予測と比較した。 ・経営者が作成した資金繰り計画について、一定の不確実性を織り込んだ場合においても、合理的な期間（少なくとも当事業年度末の翌日から1年間）の資金繰りに問題がないことを確かめた。

商品の正味売却価額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(重要な会計上の見積り)棚卸資産の評価」に記載のとおり、会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、商品3,446百万円が計上されており、総資産の21.6%を占めている。また、会社の連結貸借対照表の商品3,446百万円は、簿価切下げ額1,302百万円を控除した残額が計上されている。</p> <p>同注記に記載のとおり、会社は、商品に対して収益性の低下に基づく簿価切下げの方法を適用しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合は、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。なお、一定期間を超えて保有している商品は、将来の販売見込み等を反映して正味売却価額の見積りを行っている。</p> <p>会社は免税店事業を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症拡大により主要顧客である訪日外国人数が著しく減少し、現在保有している在庫の大半が感染拡大前に調達したものととなっている。また、会社の在庫は、食料品、酒類、健康食品、生活雑貨、貴金属類等と様々な種類があるが、流行に左右されやすい性質を持つ商品もある。そのため、これらの商品の販売見込みは不確実性が高く、経営者による判断が必要となっている。また、当該判断は商品の連結貸借対照表価額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、商品の正味売却価額の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、商品の正味売却価額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の理解 商品評価に使用する基礎データの正確性及び網羅性の検討、正味売却価額の見積りに用いるインバウンド需要回復までの期間及び回復後の需要予測の検討を含む、商品の正味売却価額の見積りに関連する一連の内部統制を理解した。</p> <p>(2) 正味売却価額の見積りの合理性の評価 商品の正味売却価額が将来の販売見込み等を反映した合理的な価額であるかを評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品評価の計算において会社が使用する基礎データの正確性、網羅性について検討した。 ・正味売却価額の基礎となる販売価格について、根拠資料と照合した。 ・商品別及び商品種類別の在庫金額の推移、回転期間分析を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大によるインバウンド需要への影響、需要回復までの期間及び回復後の需要予測について、外部機関による市場予測と比較した。 ・見積りの結果としての簿価切下げ後の評価額の集計の正確性について再計算により確かめた。

店舗固定資産の減損損失の認識の要否	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(重要な会計上の見積り)固定資産の減損」に記載のとおり、会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産4,670百万円が計上されており、総資産の29.2%を占めている。また、会社の連結損益計算書において、減損損失60百万円が計上されている。</p> <p>同注記に記載のとおり、店舗ごとに識別された資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。その結果、減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識している。</p> <p>減損損失の認識の判定に用いられる店舗別の将来キャッシュ・フローは、新型コロナウイルス感染症の拡大によるインバウンド需要への影響、需要回復までの期間及び回復後の需要予測、並びに過去の原価率や営業費用等の仮定を使用した事業計画に基づいて見積っている。当該見積りは不確実性が高く、経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の理解 店舗別の事業計画の策定及び承認、将来キャッシュ・フローの見積りに用いるインバウンド需要回復までの期間及び回復後の需要予測の検討を含む、店舗固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する一連の内部統制を理解した。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 店舗別の将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる主要な仮定の合理性を評価するため、その基礎となる事業計画の内容との整合性を確かめた。その上で、当該計画の策定に当たって採用された主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について関連部署責任者に対して質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大によるインバウンド需要への影響、需要回復までの期間及び回復後の需要予測について、外部機関による市場予測と比較した。 ・事業計画の基礎となる重要な仮定の営業費用について、過去実績と比較した。

その他の事項

会社の2022年2月28日をもって終了した前連結会計年度に係る連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2022年5月30日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社 J T C

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 和良

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J T C の2022年3月1日から2023年2月28日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T C の2023年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年5月23日開催の取締役会において、当社使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

商品の正味売却価額の見積りの合理性

会社の当事業年度の貸借対照表において、商品3,376百万円が計上されており、総資産の22.7%を占めている。また、会社の貸借対照表の商品3,376百万円は、簿価切下げ額1,192百万円を控除した残額が計上されている。

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（商品の正味売却価額の見積りの合理性）と同一の内容であるため、記載を省略している。

店舗固定資産の減損損失の認識の要否

会社の当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産2,100百万円が計上されており、総資産の14.1%を占めている。また、会社の損益計算書において、減損損失は計上されていない。

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（店舗固定資産の減損損失の認識の要否）と同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の事項

会社の2022年2月28日をもって終了した前事業年度に係る財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年5月30日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている

場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。